

流山市農業委員会
平成25年第4回
総会議事録

平成25年4月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成25年第4回総会議事録

1 期 日 平成25年4月25日(木)

2 場 所 流山市役所303会議室

3 議長名 石井 勇

4 署名委員 1番 小嶋 悦子
14番 水代 啓司

5 出席委員(15名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美	6番 豊島 啓行
7番 青野 直	8番 水野 敬久
9番 中村 敏則	10番 大作 榮
11番 根本 隆	12番 小林 常男
13番 須郷 英夫	14番 水代 啓司
15番 石井 勇	

6 欠席委員(1名)

16番 高市 正義

7 書記名 係 長 田村 敏一

8 事務局 局 長 岡田 一美 次 長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1)議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について……………	1
(2)議案第15号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について……………	6
(3)議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)……………	6
(4)議案第17号 農用地利用集積計画の決定について……………	11
(5)議案第18号 生産緑地地区追加指定に係る意見について……………	13
(6)報告第6号 専決処理の報告について……………	16

▲開会 午後3時00分

○石井議長 開会にあたり、申し上げます。

本日は、高市会長が欠席のため、流山市農業委員会会議規則第8条第2項により、本日の進行につきましては、会長職務代理を務めさせていただいております、私、石井が会長の代理を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、平成25年第4回流山市農業委員会総会を開会いたします。ただいまのところ、出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。なお、16番、高市委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○石井議長 異議なしと認めます。14番、水代委員、1番、小嶋委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、田村係長を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

吉田次長。

◎吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧ください。本日、御審議いただく案件は、議案第14号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第18号の「生産緑地地区追加指定に係る意見について」までの5議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第6号の「専決処理の報告について」御報告をさせていただきたいと存じます。

御説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○石井議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○石井議長 なしと認めます。

○石井議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」及び関連があります議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」のうち1番を議題といたします。議案の説明を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の1ページを御覧ください。

はじめに、議案第14号から御説明をさせていただきます。

議案第14号

農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年4月25日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

最初に1番です。権利者は流山市東深井の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市上新宿新田の畑、1筆で、面積は446㎡です。次に申請事由ですが、経営規模の拡大を図るため農地を取得したいというものです。議案案内図につきましては、1ページでございます。

次に、2番ですが、権利者は流山市駒木の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市駒木の畑、1筆で、面積は758㎡です。本件の土地は2番の義務者と権利者のお二人の共有名義となっております。持分につきましては、義務者が持分3分の1、権利者は持分3分の2となっております。このことから、今回の申請事由といたしましては、農業経営の効率化を図るため、共有物の分割により義務者の持分3分の1の権利を取得し、権利者の単独の所有としたいというものでございます。議案案内図につきましては、2ページでございます。

今月の3条許可申請は、以上の2件です。

続きまして、議案書の3ページをお開きください。

議案書の3ページ、議案第16号でございますが、今月の5条許可申請は恒久転用が2件で、このうち1番の案件につきましては、先ほど議案第14号の2番で御説明させていただきました共有物分割の案件に関連しておりますので、ここで併せて議案第16号の1番について御説明させていただきたいと思っております。

議案第16号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年4月25日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月の5条申請は2件ですが、そのうちの1番です。

1番の権利者は流山市駒木の方でございます。申請がありました土地は、流山市駒木の畑、1筆で、面積は379㎡です。次に転用目的ですが、本件土地につきましても、1番義務者と権利者のお二人の共有名義となっております。持分につきましては、義務者が持分3分の2、権利者は持分3分の1となっております。このことから、本

件の申請事由といたしましては、共有物の分割により義務者の持分3分の2の権利を取得するとともに、申請地を権利者の単独所有にして、専用住宅の建築をしたいというものでございます。議案案内図につきましては、2ページでございます。

御説明につきましては以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○石井議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

◎大作委員長 議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」報告いたします。

今月の案件は2件です。本案につきましては、現地調査と権利者からのヒアリングを行い審議をいたしました。

まず、1番について報告します。申請地は、初石駅の北西約800mに位置している畑です。

申請理由ですが、畑を購入し、農業経営規模の拡大を図るため、申請があったものです。申請地の畑は市民農園のような状況でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者は本年3月、新規就農したところですが、耕作面積は約0.3haで、農業従事者は二人で、ねぎ、ジャガイモ等の野菜を栽培しているということです。

現在、耕作している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでした。

次に、2番について御報告します。

なお、この2番については、議案第16号の1番と関連がありますので、一括して御報告いたします。

申請地は、八木北小学校の東、約600mに位置している畑です。

申請理由ですが、今まで共有名義で所有していた畑を持分に応じて分筆し、権利者の所有となる部分について共有物分割により単独所有にするため、申請があったものです。申請地の畑は市民農園のような状況でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1.1haで、農業従事者は二人で、主にねぎ、トマト、枝豆等を作付けしているということです。

現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでした。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案につきましては、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、1番、2番それぞれ許可相

当という結論に達しました。

次に、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」のうち1番について、御報告します。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

移転の原因は共有物分割で、今まで共有名義で所有していた畑を持分に応じて分筆し、権利者の所有となる部分について共有物分割により単独所有にし、専用住宅を建築するため、申請があったものです。

申請理由につきましては、権利者は現在、祖母、両親及び弟夫婦とともに生活しているということですが、弟夫婦が実家を継ぐことになったことから、権利者が自立をするため、自宅の建築を計画したということです。

次に、事業計画の概要ですが、住宅を建築する敷地面積379㎡の農地に、建築面積43.88㎡の専用住宅1棟を建築しようとするものです。

次に、周辺への被害防除対策としては、雨水は、宅地内に浸透枡を設置し、汚水、雑排水につきましては、合併浄化槽を設置し、側溝へ放流する計画です。また土砂の流出防止対策としては、隣接農地との境界に板柵で土留めを設ける計画です。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、議案第14号2番の隣接地であり、八木北小学校の東、約600mに位置し、周囲には、老人ホーム、住宅等が連たんしており、市街地化が著しい区域に近隣する区域内にある農地で、その規模が概ね10ha未満の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、住宅の建設に要する資金ですが、約1千5百万円で、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されておりました。

次に、他法令についてですが、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案のうち1番については、許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○石井議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆8番(水野委員) 見た目が市民農園のようだったという話ですけど、それというのは、

市民農園のように分割して畑をつくっているのか、実際に、市民農園のようにたくさんの人たちがつくっているのか、どういうふうを受け止めたらよろしいのでしょうか。

◎**大作委員長** 現地で権利者にお話を伺ったところ、自分で耕作しているというお話でした。状況につきましては、このような状況でしたけれども、自分で耕作しているということですので、それ以上話はしなかったですけれども。自分たちが自分の家庭の野菜をつくっていたということでした。そういうことで、御理解をいただきたいと思います。

○**石井議長** 他に御質問ございませんか。

◆**12番(小林委員)** 1番の売買だけど、坪単価はどのくらいですか。

◎**山口次長補佐** 1番の売買価格についてですけれども、1坪当たり4500円ということですので。以上です。

○**石井議長** 他に御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○**石井議長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

最初に、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち1番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち2番及び議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」のうち1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち2番及び議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」のうち1番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○石井議長 次に、議案第15号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」及び議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」のうち2番を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の2ページをご覧ください。

はじめに、議案第15号から御説明をさせていただきます。

議案第15号

農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について(恒久転用)
農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請を次のとおりとする。

平成25年4月25日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

はじめに権利者ですが、権利者は流山市東深井に本店を置き、主に土木工事や建築工事などを行っている法人でございます。申請地は、流山市平方の畑、1筆、面積780㎡で、議案案内図は、5ページから7ページでございます。

本件につきましては、権利者が今まで資材置場として借りていた野々下の土地を返還することになったことから、その代替地とするため、今年の1月に資材置場用地とするための5条許可を受けております。その後、この許可を受けた780㎡とこの後に出て参りますが、議案書の3ページの2番の許可申請地943㎡を併せ、合計1,723㎡とする事業計画に変更したいということから、変更承認申請があったものでございます。

次に、計画変更の内容ですが、転用事業者の変更や転用目的については、変更はございません。主な変更点としては、事業区域の拡張、資材の配置場所の変更、また、出入口の変更などが主な点でございます。

計画承認における審査基準についてですが、事業計画の変更内容が次の3つの要件を満たしているかどうかを審査することとされております。

一つ目としては、変更後の転用事業がその計画に従って実施されることが確実にあると認められること。

二つ目は、変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が当初計画の事業による影響と比べて、それと同程度またはそれ以下であると認められること。

最後、三つ目は、変更後の転用事業が農地法等による許可基準により許可相当であると認められるものであること、以上3つの要件について御審査をお願いしたいと思います。

続きまして、議案書の3ページの2番をご覧ください。

この2番の案件につきましては、先ほど議案第15号で御説明させていただきました計画変更承認申請の案件に関連しておりますので、この議案第16号2番につきましても、ここで御説明させていただきます。

表題部につきましては、先ほど朗読させていただきましたので、ここでは割愛させていただきます。

初めに、2番の権利者ですが、権利者は流山市東深井にある法人で、先ほど御説明をさせていただきました議案第15号の権利者と同じ法人でございます。

申請がありました土地は、流山市平方の畑、1筆で、面積は943㎡です。転用目的につきましては、計画承認申請のあった780㎡の土地と併せ、資材置場用地として利用していきたいというものでございます。議案案内図につきましては、5ページから7ページでございます。

御説明につきましては以上です。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○石井議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

◎大作委員長 議案第15号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」(恒久転用)を御報告します。

本案につきましては、議案第16号の2番と関連がありますので、一括して御報告いたします。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議をいたしました。

計画変更申請理由につきましては、本年1月に資材置場の転用を許可した案件でございます。

転用の許可を受けた農地は、従来借用していた資材置場の面積と比べ、狭く、資材の保管も困難な状況であったことから、資材置場の整備が進まない状態とのことでした。そこで、隣接地の所有者と用地の売買について協議を行い、このたび協力を得ることができ、隣接地と併せて一体的に土地利用を図ることが可能となったことから、使用面積拡張に伴う事業計画の変更承認申請があったものです。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可後における計画変更の承認要件に基づき審査を行ったところ、本案については承認要件に適合していると認められるため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

次に、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)のうち2番について、御報告します。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地は、議案第15号の隣接地であります。

申請地は、流山北高等学校の北東約300mに位置しており、周囲は、住宅等が連たんしている区域内にあり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等と判断されることから、第2種農地と判断しました。

申請理由につきましては、隣接する農地を取得することが可能となったため、併せて一体的な土地利用計画案を策定したためということです。

移転の原因は売買で、転用目的は資材置場を整備しようとするものです。権利者は、市内に本店を置く株式会社で、昭和51年に設立されています。事業内容は、一般建築工事の請負、土木工事の請負、電気工事の請負などで、昨年の方商は約2億円、今年度の見込みは約3億2千万円、従業員数は7人ということです。

申請理由については、従来から借用している資材置場の土地所有者から賃借料の値上げ要望があり、候補地を探したところ、このほど適地が見つかったため申請があったものです。

選定の理由としましては、本社及び作業所から位置的に便利な場所であることとある程度広い道路に面しているため、交通の便がいいことなどから選定したということです。

次に、事業計画の概要ですが、議案第15号の敷地と一体的に整備を行い、敷地内は碎石舗装とし、コンクリート2次製品、塩ビ管、山砂、碎石などを置く計画です。

周辺への被害防除対策としましては、最初に外柵を設置し、雨水流出防止のため、周囲に盛り土を設ける計画です。

次に、近隣農地所有者に説明を行ったところ、特に反対意見はなかったということです。

次に、資金計画につきましては、今回の建設費が241万5千円、用地費が1千万円、計1241万5千円であり、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当がありません。なお、建物は建築しないように指導しました。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案のうち2番については、許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○石井議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆12番(小林委員) この土地についてですが、入口と道路と畑に相当高い高低差があると思うのですが、入口はどのような形で作るのですか。

◎山口次長補佐 この資材置場への入口はどこかについてですが、これにつきましては、議案案内図の7ページを見ていただければと思います。

変更後という図面がございます。こちらの図面の右下のところに出入口と記載させていただいております。当初は、6ページの変更前ということで、左側の申請地があったのですが、この出入口は潰しまして、7ページの図面の右下から出入りという形、1箇所だけということでもあります。なおかつ、この資材置場の出入り方向につきましては、県道の流山街道の方から入って行くという形で、新川耕地の方からは、出入りしないということです。以上です。

◆12番(小林委員) 相当スロープができるということですか。

◎山口次長補佐 現在、ここの高さというのは、2m50cmから3m近くになります。このため、この出入口は勾配のきつい出入口になるかと思えます。以上です。

○石井議長 他に御質問ございませんか。

◆14番(水代委員) 1月に許可されて、現在もう使われてはいるでしょうね。前に許可が下りたところは。

◎山口次長補佐 従前の許可された後に、資材置場は使われているのかですが、ここは一応整備を始めたところですが、色々と資材が置けないということで、現在は整備はされておられません。まだ、未整備です。そのために今回の許可後の変更承認申請が上がっているということでございます。

◆14番(水代委員) 整備されて使われているのだったら、もうすでに1月の時点で行ったスロープの部分の部分を埋め戻しなくてはいけないのかなと思います。まだ、しなかったわけで。

◎山口次長補佐 行っていないですけれども。このスロープは元々できておりました。これは復元して法面を揃えるという形で今後配置をする方針であります。

○石井議長 他に御質問ございませんか。

◆5番(酒巻委員) 資材置場ができますと資材の搬入で車が増えるのではないかと思います。この207という道路は、下に行くと北高校がありますが、その通学路となっていますが。

◎山口次長補佐 こちらについては、当初流山北高校の通学路という形で指定はされております。しかし、実際に学生たちは新川小学校の脇を歩いて下りるということがございます。

◆5番(酒巻委員) 現状を優先するということですか。

◎山口次長補佐 はい。また、この道路につきましては、歩道が道路側に付いておりますので、申請者の方も確かに通学路として使われますけれども、歩車道が分離しているために安全性はある程度確保されており、なおかつ、今後出入りに支障があればカーブミラー等を設置して対応していきたいと、交通安全対策については力を入れていくということです。以上です。

○石井議長 他に御質問ございませんか。

◆14番(水代委員) 設計変更のレイアウトと以前のレイアウトを見るとかなり違うところもあるし、それと構築物、建物を建てないと指導をされたということですが、ここにあるユニットハウスとか太陽光パネルの置場に対し、これは構築物には当たらないのでしょうか。

◎山口次長補佐 ユニットハウスは当該現場に恒久的に敷設するものではなくて、この事業所が各工事現場に運び出すための仮置き場ということで、3棟ほど図面に記載させていただいているということでもあります。また、太陽光パネルにつきましても、売電をするための太陽光パネルではなくて、太陽光を設置する工事があった場合に、仮置き場として、このスペースに置くということがございます。

◆14番(水代委員) この場合に、屋根が要るのではないかと思います。

◎山口次長補佐 確認を執らしていただきましたけれども、そのまま平積みで大丈夫だということでございます。

○石井議長 他に御質問ございませんか。

○石井議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」は原案のとおり承認することとし、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」のうち2番についても、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第15号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認し、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」のうち2番については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○石井議長 次に、議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より、議案の説明を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第17号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成25年4月25日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月は新規によるものが1件、更新によるものが1件でございます。

初めに1番の新規分から御説明させていただきます。権利者は流山市中の方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市南の田、1筆、面積は1,031㎡で、利用権の設定期間は新規により3年間です。議案案内図につきましては、8ページでございます。

続きまして、議案書の5ページでございます。2番の更新でございますが、権利者は流山市木の方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市平方の田、2筆、面積は2,364㎡で、利用権の設定期間は更新により3年間です。議案案内図につきましては、9ページでございます。

今月の利用集積計画は、以上の2件でございますが、続けて議案書の6ページをご覧くださいと思います。

6ページにありますのは、平成25年度の農用地利用集積事業の累計表となっております。このなかには、利用集積の設定目標面積がございます。昨年度24年度の目標面積につきましては、千葉県で取り組んでおりますワンスリー運動に併せまして、各農業委員1人当たり3000㎡、本市では農業委員が16人いらっしゃいますので、流山市農業委員会では合計48,000㎡の新規設定を目標に取り組んでもらいました。こうしたことから、今年度平成25年度の利用集積設定面積につきましても、この県のワンスリー運動を踏まえまして、昨年度と同様、新規設定目標面積を48,000㎡に設定させていただきたいと思っております。

遊休農地の解消、そして農地の有効活用の推進を図るため、委員の皆様の一層のご尽力を引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

御説明につきましては、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○石井議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。大作委員長。

◎大作委員長 議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」御報告します。

今月の案件は、新規が1件、更新が1件の計2件です。

まず、新規ですが、権利者の職業は農業で年齢は35歳です。また、営農状況につきましては、耕作面積が約11.5haで、農業従事者は権利者を含め4名です。

次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、耕起済みの状況でした。本件につきましては、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、更新分ですが、権利者の職業は農業で年齢は48歳です。また、営農状況につきましては、耕作面積が約6.6haで、農業従事者は権利者を含め4名です。

次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、いずれも耕起済みの状況でした。本件につきましては、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

○石井議長 御苦労さまでした。これより本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○石井議長 質疑ありませんね。質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第17号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

○石井議長 次に、議案第18号「生産緑地地区追加指定に係る意見について」を議題といたします。議案の説明を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の7ページを御覧ください。

議案第18号

生産緑地地区追加指定に係る意見について

生産緑地地区追加指定に係る照会が次のとおりあったので、意見を求める。

平成25年4月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

生産緑地地区の追加指定につきましては、今年の2月1日から2月28日までの間、流山市の都市計画課において、追加指定の申請受付があり、お二人の方から申請がございました。これにより、この申出のあった土地が生産緑地法に該当する農地に該当しているかどうかについて、流山市長から照会があったものでございます。

次に追加のありました2件についての内容でございますが、はじめに1番でございます。

土地の所有者は、流山市向小金の方でございます。申請があった土地は、流山市向小金の畑、4筆、面積は10,753㎡で、議案案内図につきましては、10ページでございます。

次に2番ですが、土地の所有者は、流山市鱈ヶ崎の方でございます。申請があった土地は、流山市鱈ヶ崎の畑、2筆、面積は728.51㎡で、議案案内図は、11ページでございます。

御説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○石井議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。大作委員長。

◎大作委員長 議案第18号「生産緑地地区追加指定に係る意見について」御報告いたします。

生産緑地地区の追加指定は、平成10年のつくばエクスプレス沿線整備区域の市街化区域の編入に伴い実施したのが、直近でございました。その後、本市農業委員会では、市街化区域の農地の保全のため、農業者の意向により耕作を継続する場合には、生産緑地の追加指定を認めるよう、毎年、流山市農業施策に関する建議の中に位置づけ、市長に提出して参りました。

そこで、市では、将来の公園・緑地及び公共施設などの整備に適した農地などを生産緑地地区として追加指定をするため、本年2月1日から2月28日まで追加指定の募集を行いました。

その結果、2件の申し込みがあったことから、生産緑地法施行規則第1条の規定により、流山市長から生産緑地法第2条第1号に規定する農地に該当しているかどうかについて、照会があったものです。

生産緑地法に規定する農地というのは、現に農業の用に供されている農地のことであり、また、この農地に隣接し、かつ、この農地と一体となって農業の用に供されている農業用道路その他の土地を含むとされております。

まず、本案の1番について報告します。

申請地は、向小金小学校の西約200mに位置している畑です。申請地には、ブルーベリー、アスパラガス、栗などが栽培されており、一部農業の用に供されている倉庫が建てられておりました。

次に、2番について報告します。

申請地は、鱈ヶ崎小学校の南東約350mに位置している畑で、住宅の敷地内にあり、公衆用道路とは接しておりませんが、ネギなどが栽培されておりました。また、申請地の一部には、お稲荷様の祠が建っておりました。

以上、現地調査を基に審査を行ったところ、議案1番の向小金三丁目の畑4筆の土地は、すべて生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当していることを確認、また、議案2番の鱈ヶ崎の畑2筆の土地は、申請地の一部にある祠の構造物の部分を除いて、生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当していることを確認したため、その旨を市に回答するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○石井議長 御苦労さまでした。

なお、本案の1番については、水代委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、水代委員に退席を願い審議いたします。水代委員の退席を求めます。

(水代委員退席)

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

これより採決を行います。

議案第18号のうち1番について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当していることを、市に報告することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第18号のうち1番については、原案のとおり報告することに決定いたしました。ありがとうございました。

水代委員の除斥を解きます。

(水代委員入室)

次に、本案のうち2番に対する案件について質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆8番(水野委員) 1番目の1, 345㎡のうちの約700㎡だけということで、他の場所はお稲荷様があるという話でしたけれども、約700㎡全体がお稲荷様であるのでしょうか。それ以外の土地はどういう使い方をされて農地ではないのか。

◎大作委員長 これは、一部道路に面している部分につきましては、総合病院の駐車場となっております、その残りを今回、生産緑地にするということです。

また、2番目の36㎡については、原野を畑として利用していましたが、一部にはお稲荷様の祠が奉られていました。その祠の部分は農地として認められないので、この部分につきましては、除外していただきたいということで、全会一致でそういう結論に達した訳です。

○石井議長 他に御質問ございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号のうち、2番の案件について、申請地の一部にある構造物を除いて、生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当していることを、市に報告することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第18号2番については、委員長報告のとおり報告することに決定いたしました。ありがとうございました。

○石井議長 次に、報告第6号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の8ページを御覧いただきたいと思います。

報告第6号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年4月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

最初に、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。今月の届出は5件で、移転の原因はいずれも相続によるものでございます。また、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございまして、事務局長専決により書類を受理いたしました。

以上、今月の農地法第3条の3第1項の届出は、5件、14筆、9,268㎡、地目別内訳は、田1筆、367㎡、畑13筆、8,901㎡でございました。

次に議案書の10ページをお開きください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の御報告は12件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳ですが、住宅用地が6件、店舗が1件、店舗付共同住宅が3件、駐車場が2件でございました。

今月の4条届出の合計は、以上12件、15筆、8,281㎡、地目別の内訳では、田が5筆、1,199㎡、畑が10筆、7,082㎡でございました。

次に、議案書の11ページをご覧いただきたいと思います。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。今月の御報告は31件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳につきましては、売買が19件、贈与が1件、共有物分割が9件、使用貸借が2件でございました。また、転用目的別では、住宅用地が18件、宅地拡張が2件、店舗が2件、資材置場が9件でございました。

今月の5条の届出の合計は、以上31件、135筆、91,577.3㎡、地目別の内訳では、田が98筆、69,826㎡、畑が37筆、21,751.3㎡でございました。

御報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○石井議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

特にないようですので、次に進ませていただきます。

○石井議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成25年第4回流山市農業委員会総会を終了いたします。長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時59分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成25年4月25日

流山市農業委員会会長職務代理者 石井 勇

流山市農業委員会委員 水代 啓司

流山市農業委員会委員 小嶋 悦子